

令和4年度 第9回江津市農業委員会総会

日時：令和4年12月21日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 報告 第2号 農地の使用目的変更届出について

第4 承認 第1号 農地転用事業計画変更について

第5 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第10 その他

○出席農業委員（9名）

1番 佐々木英夫 4番 藤井孝子 5番 柳原良雄 6番 和田幸子

7番 大村理之 8番 二本木俊二 9番 田代和秋 10番 深野政勝

11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、

佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。先日、県内のコロナウイルス感染者が 1777 人となっており、過去最高の感染者が出ているということで、当市においても結構多くの感染者となっています。現在、政府においても、対策をいろいろと講じてはいますけれども、結局のところ個々の対策がいちばん大事だと思います。そうした中、施設や学校関係でクラスターが発生していますので、会議においてもスムーズな進行をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和 4 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、山田委員と山本委員、河村推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、4 番 藤井委員、5 番 柳原委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

《 松川町上河戸 》

会 長 次に日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第 1 号です。農地法第 18 条第 6 項の規定による届出です。農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●府●●●市●●●丁目●●●番●●●号です。賃借人は●●●●●●、●●●、●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。解約届出日は令和 4 年 11 月 8 日、解約成立日と土地引渡時期も令和 4 年 11 月 8 日、合意解約となっております。今後、当面の間は多面的機能支払の団体が所管し、耕作はしないものの、草刈り等の管理を行うということを聞いております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

使用目的変更届出

《 後地町 》

会 長 次に日程第 3、報告第 2 号「農地の使用目的変更届出について」を議題いたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 2 号です。農地の使用目的変更届出についてです。土地の所在は後地町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者と変更届出者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。変更事由としましては、湧水等及び排水系統の不良により地質が軟弱である為、田としての耕作が難しく、土砂を搬入し農地の嵩上げを行い、花木を植樹、栽培するという事です。これは、昨年度までの同区域を継続して嵩上げを行っており、もう少し時間がかかるために、工期の延長をするという申請でございます。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 それでは説明をします。位置図の 1 ページをご覧ください。18 日に現地を確認しました。斜線のある土地ですが、そこから北側に行きますと国道 9 号線、●●●の交差点、●●●●●●がある所です。その交差点から●●●m程、南に進んだ場所に現地があります。これは以前から申請が出ておりました、残土が足りずに目標とする高さまで達しなかったため、工事の延長をしたいということで、申請を出されました。周辺は耕作している所はありません。民家もありません。現状は、草刈り等の管理をされていまして、今回、造成途中といったような状態です。特に問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地の使用目的変更届出については、ご了承願います。

《 桜江町八戸 》

会 長 次に日程第 4、承認第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、承認第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請です。土地の所在は桜江町八戸●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡。桜江町八戸●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡。桜江町八戸●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。転用事業者は既に亡くなっておりまして、●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。承継者は●●●●さん、住所は同じでございます。転用目的は、植林であったものを個人住宅、温室、店舗及び物置に変更するということでございます。詳細としましては、5 条転用許可申請が当時の桜江町の委員会に提出されまして、平成 11 年 3 月 11 日に許可がおりています。その後、平成 12 年に建物を建てて登記をされています。本来ならばこの時に計画変更で許可を得なくてはいけなかったのですが、計画変更申請が行われず、所有権移転の登記のみで、農地から地目変更の登記がされておらず、現在に至っているということです。植林というのは、温室を作って苗の育苗をするという形態での事業計画であり、加えて、植栽管理するのに住宅及び物置、店舗が必要だったという事由で、家屋の建築を行ったということございました。今回、空き家バンクに登録を行った後に売買を行うという計画がされ、その際に農地転用されていないことが判明したため、今回の申請となりました。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 場所ですが、位置図の 2 ページをご覧ください。ちょうど中央に申請地がありますが、北側に行って県道桜江旭インター線の●●●を渡って、進むと●●●の方面です。●●●から南側に行くと●●●方面になります。申請地は●●●を渡って約●●●m 地点の県道沿いの左右に位置しており、近接には●●●や●●●●があります。今回の申請内容ですけれども、当初は植林をする予定でした。本人は当初、えびね蘭を栽培しておりまして、●●●のえびね蘭舎を管理しておりました。それから●●●を退職後に申請地で温室を建てて、実業

に関わっておりました。その際に、住宅と飲食店を経営されてましたが、亡くなられて奥様が継承されましたけれど、現在は空き家になっておりまして、市の空き家バンクに登録されることに併せて、地目が畑のままの土地を地目変更する申請となっております。詳細については、先ほど事務局から説明があったとおりです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 　補足的な説明ですが、●●●さんは●●●でハウスを 3 棟及び管理棟を建てて、えびねの栽培をされておりました。その当時、●●●で仕事をする前は広島吉田町で飲食店を営んでいました。●●●さん自身は飲食店には関わらず、えびねの栽培をやっておられて、●●●での販売をされたという経緯です。●●●におられた当時は自分でも植樹等してはいたのですが、●●●を辞められて今回のこの土地へハウスを建てて、えびね栽培をしておられたのですが、その後、広島吉田町の飲食店も辞められて、こちらへ来て飲食店を建てたというような状況です。

会 長 　ありがとうございました。何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 　事務局にお聞きしますが、さっき事務局長にも話しましたが、空き家バンクということで、市から周りの木を切ってくれという指示をされて、今現在切っておられます。それは、伐採する方に市の方から要請があったらしいです。景観が悪いから、木を切ってもらえないだろうかというような話があって、現在切っておられるのです。それは、空き家バンクの方からの関係で、市が指示をされているのでしょうか。家の裏の方、地図で言うと右側の下の方から横へ道路が真っ直ぐ反対に山へ入っているのですが、これは旧道なのですか。地図の左側の旧道の下の方もみんな、木を切っておられます。そういった事は、空き家バンクの方でされるのですか。伐採している状況の写真を取りに来られる方はその時言われていました。

事務局 　状況を確認して、また報告いたします。

湯浅推進委員 　よろしく申し上げます。

会 長 　それでは、調査の方よろしく申し上げます。他にご質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、承認さ

れる方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認されました。

農地法 第 3 条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。申請事由としましては、譲渡人は●●●市在住であるので、通って耕作することが困難である。譲受人は、申請地は居宅の隣接地にあり、耕作するのに適しているので、譲り受けたいということです。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。左上に 9 号線が通っていきまして、●●●●と駐車場の間の市道を入りまして、約●●●m 進み、交差点を●●し約●●●m 進んだ所に申請地があります。譲受人の●●●さんのお宅がありましたので、話を伺いました。現在の状況は、●●●さんが既に野菜を栽培しておられました。状況としましては、北側は●●●の●●●、南側は道路、東側は土地の所有者に許可を取っておられます。そのような状況です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第 6、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。農地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、嘉久志町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は牛舎等の施設建築となっております。補足説明ですが、登記上●●●と●●●は 2 筆で●●●㎡あるのですが、今年度、地積調査が行われまして、●●●番に合筆されて●●●㎡になる予定であり、令和 5 年 7 月に登記予定と市管財課から情報を得ています。予定ではこの●●●㎡の内、施設建築が●●●㎡、その他取り付け道路が●●●㎡、それから回転場で●●●㎡を転用するということでした。工期は許可の日から令和 5 年 2 月末日となっております。以上です。

会 長 農林水産課から補足説明があると報告がありましたので、お願いします。

堀江係長 はい。農林水産課の堀江でございます。当該農地につきまして、少し補足で説明をさせていただきます。まず、工期ということですが、許可の日からとなっておりますけれども、実際は既に建設に入っております。担当委員の方も見られていると思いますけれども、そのことについて、まずはお詫びさせていただきたいと思います。申し訳ございません。事情としましては、今回、県の補助事業を導入して、●●●●さんの息子さんである●●●●さんが、新規就農者として新たに畜産経営を始めるということになり、県の補助金を受けて事業の推進を図るということでございます。そうした中、県との協議内容が二転三転したこともあり、協議が長引いて事業実施のタイミングがすごく遅れてしまいました。また昨今の資材調達等の遅延もあったため、県との協議が完了してからすぐに入札、着工という手順を踏まなければならない状況に陥ってしまいました。申請者には、事業を開始してすぐに事務局への申請書提出をお願いしていたのですが、先ほどの合筆の話もあったため、この時期での許可申請に

なっていました。お詫び申し上げます。状況等、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 はい。現地は 12 月 16 日の午後、確認に行きました。場所は位置図の 4 ページを縦にご覧ください。ちょっと山の方に入りますが、地図の左上に●●●●●がありまして、ここの北側に●●●に入る交差点があるのですが、この付近に点滅信号があります。●●●の方から来ますと、左に入る道があります。以前、●●●があった場所ですが、この道を通って、バイパスの高架下を横断して新川沿いに●●●に進みますと、約●●●m進むと●●●方面と●●●方面の分岐があります。●●●方面に進み、中央公園の運動場を右横に見ながら、道なりに進み、●●●を渡って分かれ道があるのですが、ここを●●●し約●●●m坂を上った所の●●●を曲がると申請人のお宅があります。自宅の隣に建物が二つあるように見えますが、今現在は牛がいて、これは古い牛舎だと思うのですが、この建物の奥の斜線部分に現状はすでに整地したのちに牛舎の骨組みが出来ている状態になっていました。先ほど、農林水産課から説明がありましたように、工期や補助金の関係でそうなったということで、まだ完成はしていませんが、もう完成が近い状態でした。以上です。

会 長 ただ今、事務局説明と農林水産課の堀江さんから補足説明をいただき、原田委員から調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 桜江町長谷 》

会 長 次に日程第 7、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは2番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年6月末日となっております。以上です。

会長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は6ページをご覧ください。9号線の●●●バス停のすぐそばに申請地があります。北が9号線、西には居宅がありまして、東は以前に●●●の●●●でブロックがありました。南は農地になっておりましたが、許可を得ております。駐車場用地として利用する予定ということです。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会長 次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは3番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●番地です。譲受人は●●●●●●、●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は宅地造成でございます。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年10月末日となっております。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 説明をします。位置図は7ページをご覧ください。ここは二宮町の青山地区と呼ばれる所です。中央から左下の方に国道9号線があります。9号線沿いに●●●●●●がありまして、その右側には●●●があります。その間の市道を●●●mくらい入っていただくと、道路沿い●●●に斜線の部分の申請地にあたります。現在は耕作されておりませんが、草刈りはされているようで、雑草もほとんど生えておりません。手前は市道の●●●線かと思いますが東西に通っておりまして、隣接の●●●さんというお宅がありますが、その北側から南側に水路が通っているようです。周りも住宅が建ってきていますので、宅地開発されても特に影響は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは4番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●●●、●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場でございます。状況としましては、●●●の駐車場の近くで、●●●送迎用自動車の駐車場として使用したいということです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年5月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 それでは説明をします。位置図は8ページをご覧ください。図面の左上か

ら右下の方へ広い道路があります。これは県道皆井田江津線で右の方へ行くと、二宮町から跡市町の方向へ接続する道になっています。都野津町●●●から約●●●mかと思いますが直進しますと、左へ少し入った所に●●●●●●があります。●●●●●●駐車場と隣接して斜線部分がありますが、子供さんを連れて来られる時は、個々に連れて来られるのですが、帰りの時間は一斉となるためと駐車場が狭く、申請地の部分を取得して駐車場にしたいということです。申請地部分は管理がされていなくて、草や木が生えている状況です。周りは宅地化されておりますので、ここが駐車場となっても悪い影響を与えることは無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 　次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは5番です。農地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑、面積が●●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。同じく●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅の建築です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年12月31日となっております。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 　位置図は9ページをご覧ください。右下の方は斜めに国道9号線が走っていき、●●●●●●がございます。国道9号線から●●●に、地図上で言いますと、斜め上に進んで行きますと、JRの下をくぐりまして、●●●と書

いてありますが、●●●に接続します。これを●●●に曲がって約●●●m進みまして、●●●さんという家がありますが、ここを左折して●●●m程進みますと、道路沿い左側が申請地にあたります。ここは東側が農地で、耕作はされていないようですが、草刈りをして管理されておりました。申請地も、ここ数年耕作はされていない場所ですが、草刈り管理だけはされているような状況です。生活排水等は公共下水道へ流すということで、周辺への影響は無いということと、東側の隣接する農地の境界に、30cmくらいの高さのブロック塀が造ってあり、宅地内の水が農地の方に流れ出ることは無いということです。特に問題は無いと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

非農地証明

《 都野津町 》

会 長 　次に日程第8、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第4号、非農地証明交付申請でございます。番号は1番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が雑種地となっております。面積が●●●㎡。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番●●●号です。非農地判断の事由としましては、20年以上耕作をしていないことと、現状及び課税は雑種地となっているということで、現状に合わせて地目変更したいとのことです。現地は●●●の中で、周辺が宅地で進入路が無いため、草刈り等で管理はしているものの、耕作等行えずに現在に至っているということです。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 はい、17 日の 12 時頃に仲津委員と一緒に調査いたしました。場所は都野津の●●●という所で 9 号線に近い所です。9 号線の東方面は和木町になります。この非農地証明の中央の写真を見ていただきますと、左側に建物がありますけれども、元は●●●がありました。その裏側にありまして、草が生えている部分とその右側に立木が何本かあります。所有者が●●●県の●●●市におられて、実際に耕作はしていない状況なので、非農地もやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

仲津推進委員 17 日の土曜日、昼に合流をして現地を確認させていただきました。写真をご覧のように、申請人が写っている横の草が生えている部分と雑木がある所が畑だったようですが、現況はこのような状態です。本人も耕作する意志も無いようですし、周囲も宅地になっていますので、本人の意向を尊重しなくては行けないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

11 番委員 確認なのですが、申請者が立っている写真がありますが、手前の白い所は違うのですね。草が生えている所だけですね。

10 番委員 はい、草が生えている部分だけです。

11 番委員 わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。

11 番委員 だから、自分の土地に行くのに人の土地を通らないと行けない。

10 番委員 そうです。

11 番委員 はい、わかりました。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 有福温泉町本明 》

会 長 次に、議案第 4 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員並びに盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は 2 番ですが、3 番も同じ所で状況も同じなので、一緒に説明をさせていただきます。2 番、農地の所在は有福温泉町本明●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡。有福温泉町本明●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●番地です。次に 3 番です。農地の所在は有福温泉町本明●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡。有福温泉町本明●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。この区域は●●●地区という所ですけど、災害復旧で治山事業が入る予定になっております。畑から山林に地目変更を行った後、県が保安林指定を行って事業導入とのことです。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 11 ページをご覧ください。縦に主要地方道田所国府線が走っておりまして、上の方の福田八幡宮から●●●キロくらいの所に●●●川を渡る小さな橋がありまして、そこを渡ると●●●さんと●●●さんの家がありました。盆子原委員と 12 月 15 日に、2 人で現地の確認に行きました。現地で、●●●の●●●●さんと少し話をしまして、この写真を見ながら話をした後、●●●さんの家へ伺って確認をしました。写真の②番になっております●●●番と●●●番と表示されている方が●●●さんの土地だろうと、それで●●●番と●●●番と表示されている方が●●●さんの土地だろうと言われていました。写真の地番の表示が逆になっているということでした。写真のとおり周りは山林で、農地として復旧するのは難しいと思われれます。以上です。

会 長 それでは、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

盆子原推進委員 大村委員と同行しまして現地調査をいたしました。現地は既に雑木等が伐採してありまして、進入路がコンクリート舗装してあり、もう完了している状態です。つまり、この写真の現況と実際の現地の状況はタイミングがずれている状態で、なかなか最初この場所を発見するのに苦労しました。そのような状況で、最後に見た写真をぜひ工事着工前に申請していただければ、もっと見やすいかと。例えば、工期を書いていただければ見やすいのだろうし、いす

れにしましてもご本人が申請をされたということですが、実際は工事業者か県がされている可能性が高いと思われます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

《 有福温泉町本明 》

会 長 　次に、議案第 4 号「非農地証明の 3 について」を議題といたしますが、先ほどの非農地証明の 2 について相当な場所という調査報告もいただきましたので、この件についても同じ場所ですが、何かご質問ございませんか。

11 番委員 　すみません。先ほど、2 と 3 が逆になっているという説明がありましたが、この資料の内容は正しいのですか。

事務局 　現地写真の方の表記が違っているということです。

11 番委員 　こちらの資料は正しいですね。

事務局 　はい。

11 番委員 　はい、わかりました。

会 長 　よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 3 については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 　次に、議案第 4 号「非農地証明の 4 について」を議題といたします。事務

局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は4番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡。渡津町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●区●●●番地●●●です。事由としましては、申請地は年月日不詳から耕作されておらず、原野となっているということであり、現況に合わせて登記を行いたいという申請でございます。以上です。

会長 それでは、私から調査結果の報告を致します。位置図の12ページと非農地証明の写真3ページをご覧ください。12月15日の午後3時半から、野村推進委員と渡津町の現地を確認いたしました。現地はご覧のように、江津バイパス東口から県道浅利渡津線を●●●●●●の方面に進みますと、左手に●●●●●●があります。その東側の●●●沿いに法面があり、その付近に位置します。今回の案件は、●●●番と●●●番の●●●㎡となっています。非農地証明④の記載してある文字の辺りの土地は、今年の1月21日の総会に非農地証明議案の提出があり、審議をいただいております。状況につきましては、写真の3ページにありますように、左側に老木が立ってしまして、右側に白い箱のような物があるのを、線路の向かい側から野村推進委員と2人で確認をいたしました。先ほども言いましたが、今年の1月にも調査をしまして、昭和30年代まではこの法面の一面に、野菜等が作られていたとお聞きしておりましたけれど、現在は写真にあるような雑木が生い茂っている、原野の状況です。進入路も境界等も不明であるということで、既に60年近くも放置されているということでもあります。ご覧のように、JR山陰本線の傍で危険な場所となっています。そのようなことから、非農地証明を承認することに問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野村推進委員 先週の木曜日に佐々木会長と同行いたしまして、現地調査を行いました。会長の方から詳しくご説明ありましたが、写真のようにJR山陰本線付近の山沿い一面に雑木が密集している状態です。相当、長い間耕作放棄されたような感じでありました。以上でございます。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の4については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第9、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1ページ目には、集計表がございます。2ページをご覧ください。利用権貸借です。1番、農地の所在は跡市町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は10年で使用貸借でございます。次に2番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は5年間、賃借料は物納で●●●です。これは以前、貸借の報告を受けた●●●番と合算して支払うということでございます。次に3番、農地の所在は桜江町小田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡。桜江町小田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は10年間、使用貸借でございます。2ページからは地図が付いておりますので、ご確認下さい。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい

て、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 最初の分は、新規ですか。

事務局 再設定でございます。

階本推進委員 再設定ということは、表示が違っているということですか。

事務局 継続ということですよ。

階本推進委員 そうすると、1ページの集計表の新規・再設定別面積の、新規の欄に面積が記載されているので、これは再設定の方ですね。

事務局 そうですね。申し訳ありません。再設定に訂正をお願いします。

階本推進委員 あと、分からないことがあるのですが、1号とか2号というのは、地域によって分けてあるのですか。それで、今日は1号が無いのですか。

事務局 以前から話をさせていただいていますが、利用権貸借での相対に関わるものが2号ということで、中間管理を行って一括方式によるものを1号とさせていただいております。ですから、今回は中間管理事業での契約が無かったので、2号のみとなっております。

会長 よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 2番の賃貸借の件ですが、物納は●●●と合算というのは、どういうことですか。これでは内容が分かりませんが。

9番委員 よろしいでしょうか。この●●●というのは、同じく●●●さんの田が隣接してありまして、今回隣接している●●●を新規で利用権の設定をされて、合わせての物納で支払いという解釈だと思います。

事務局 以前から、●●●さんと●●●さんが隣接地の賃貸借契約を交わしてありまして、今回追加でということで、物納を同じように隣接地の面積と合わせて行うということの、追加契約でございます。

会長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 10、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それではその他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 9 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は年が明けて 1 月 20 日の金曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 11 時 20 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員